

公認心理師に関する最新情報

宮脇 稔 (医療心理師国家資格制度推進協議会 副会長)

報告 公認心理師法 2017年5月以降の動き

筆者は医療心理師国家資格制度推進協議会及び全国保健・医療・福祉心理職能協会の代表として厚生労働省と文部科学省の共管資格である公認心理師法の省令検討ワーキングチームに参加した経過があり、2017年4月の報告以後の経過について資料を添えて報告させていただく。法が2015年9月に成立したのを受けて、2016年9月より厚生労働省公認心理師制度推進室が主催する公認心理師カリキュラム等検討会及び同11月よりワーキングチームが開催され、2017年3月末にはワーキングチームが終了し「素案」が報告された。この素案をもとに4月より5月末にかけて検討会が再び3回開催され、5月31日付で一連の検討結果をまとめた「公認心理師カリキュラム等検討会」報告書が公表された。報告書に対するパブリックコメントを求めたのち、7月31日には厚生労働省と文部科学省より公認心理師法の受験資格に関するカリキュラムや特例措置などの具体的な施行細則の説明会が開催された。

2017年9月15日には公認心理師法が施行され、それまでに公認心理師の登録機関が決定される。その後公認心理師養成カリキュラムのための教科書作りが始まり、2018年(平成30年)4月からは大学及び大学院の入学生を対象に講義や実習が開始される。その一方で、2017年秋以降に現任者の認定作業を実施し、2018年2月からは講習会が開催され、その他の受験者を含めて2018年9月には第1回国家試験が実施される予定である。

こうした経過の中で2018年度内に誕生する公認心理師は、生命に直結した業務に携わる心理職としての資質を国家が担保する初めての専門職となる。そのことを受けて、心理職の社会貢献度が一層高まることと、公認心理師としての職責への自覚に強く期待している。

経過報告

年	月日	内 容
2015年	9月9日	「公認心理師法」成立
	12月	医療心理師国家資格制度推進協議会(推進協)総会開催 役員体制の見直し及び運営要綱の見直しを承認
2016年	2月	推進協役員体制を刷新 会長:林道彦(日本精神科病院協会) 副会長:中嶋 義文(日本総合病院精神医学会) 副会長:江花 昭一(日本心身医学会) 副会長:長谷川 寿一(日本心理学会) 副会長:宮脇稔(全心協) 事務局長:藤本豊(日本臨床心理学会) 事務局次長:松野 俊夫(全心協)
	3月	推進協代表拡大三団体メンバー交代 林、中嶋、長谷川、松野(以上4名がメンバー)
	4月1日	公認心理師試験機関として日本心理研修センターが指名される
	4月22日	第67回三団体会談開催 3団体要望書作成
	5月21日	心理研修センター理事会開催 第68回3団体会談開催
	9月20日	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 公認心理師制度推進室主催 第1回 公認心理師カリキュラム等検討会を開催 検討会において公認心理師になるために必要な科目、国家試験科目、現任者の受ける講習会の内容等について検討を行う。
	10月1日	第2回公認心理師カリキュラム等検討会開催 カリキュラム等の専門的な議論を行う場として、検討会の下にワーキングチームを開催し、検討会からの「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的考え方」を踏まえて具体的な素案作りを行うことになる。
	10月21日	第69回三団体会談開催
	11月4日	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 公認心理師制度推進室主催 第1回 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催 (資料1参照)

年	月日	内 容
2016 年	11月16日	第2回 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催
	12月9日	第3回 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催
	12月22日	第4回 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催
2017 年	1月12日	第5回 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催
	2月22日	第6回 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催
	3月9日	第7回 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催
	3月30日	第8回 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催 ワーキングチームを8回開催し、「素案」を検討会に報告。
	4月13日	第3回 公認心理師カリキュラム等検討会再開 第77回3団体会談開催し「要望書提出」
	4月26日	3団体より「要望の補足」提出 (資料2参照)
	5月10日	第4回 公認心理師カリキュラム等検討会開催
	5月31日	第5回(最終) 公認心理師カリキュラム等検討会開催 (資料3参照)
	7月31日	大学・大学院への公認心理師カリキュラム等説明会開催

資料 1

1) ワーキングチームの開催趣旨

公認心理師法(平成 27 年法律第 68 号)に規定する公認心理師となるために必要な科目、国家試験の科目、現任者の受ける講習会の内容等について検討を行うため、「公認心理師カリキュラム等検討会」が開催されている。

公認心理師となるために必要な科目等を決定するに当たり、専門的な議論を行う場として検討の下にワーキングチーム(以下「WT」という。)を開催し、具体的な検討を行うものとする。

2) 検討事項 WT における検討内容は、次のとおりとする。

- (1) 公認心理師のカリキュラム
- (2) 大学卒業後の実務経験の範囲(実施する施設及び期間)
- (3) 現任者の範囲(実施する施設等)
- (4) 国家試験(試験科目等)
- (5) 現任者の講習会の内容と時間数
- (6) その他必要な事項

以上

平成 29 年 4 月 26 日

関係各位

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
会長 鶴 光代
医療心理師国家資格制度推進協議会
会長 林 道彦
一般社団法人日本心理学諸学会連合
理事長 子安 増生

公認心理師制度に向けての要望
～公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」につきまして～

＜要望の補足＞

「準ずるもの」に専修学校の卒業者を含めないことを強く要望します。

4 月 13 日開催の第 3 回公認心理師カリキュラム等検討会で提示されました資料3公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」(たたき台)で、「専修学校において必要な科目を修めた者」が提示されております。三団体では専修学校での養成は全く想定していませんでしたので、大変驚いております。公認心理師法にある 4 つの業務を担う者には、幅広い人格教育が必要であり、少なくとも学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学において、「教養教育科目」および「公認心理師養成の正規の科目」を修めて卒業した者(学士)であることが必須であると考えます。ちなみに「準ずる者」としては、外国の大学院において、サイコロジスト等の養成コースを修了した者が想定されます。さまざまな領域で働く公認心理師の業務に必要とされる能力は、知識や技術の科目履修及び実習で賄われるものに加えて、大学で学ぶ社会に向けた広い視野と総合力が求められます。大学院における養成を主たるルートとしている公認心理師の受験資格として専修学校を可とすることは、広範囲な社会のニーズにそぐわないと考えます。

4 月 17 日付けで提出させていただきました以上の要望及びその趣旨に以下を加えまして改めて提出申しあげます。どうぞよろしくご高配のほどお願い申しあげます。

要望理由

- ① 学校教育法施行規則第 155 条において、4 年制の専修学校専門課程を修了した者が修士課程、博士課程(前期)への入学資格を満たすとしても、このことが即ち公認心理師の受験資格につながるものと同一視することはできないのではないかと。

- ② 学校教育法第 83 条には、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とあり、他方、同法第 124 条には「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(略)は、専修学校とする。」とあり、「大学」と「専修学校」では人材育成の目的が異なります。
- ③ 専修学校で養成される多くの資格者とは異なり、公認心理師は医療保健・福祉に特化した業務領域の資格ではなく、1 条及び 2 条において「国民の心の健康の保持増進に寄与すること、心理学に関する専門的知識および技術をもって・・・」教育領域他においても業務を行い、また第 2 条 4 にあるように「心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。」とされています。
- ④ 公認心理師は実践的心理検査や心理援助法の技術に加えて、学校では教員等とチームを成して諸課題に対応することが求められます。こうした専門性には学校教員同様に人への教育に携わることから、大学での養成が行われるべきと考えます。また、公認心理師が広い領域でさまざまなところの問題・課題に対応するには、広い知識と研究能力、応用的能力の展開が求められます。こうした能力の養成は大学の教育目的にも記述されているところです。

以上

資料 3

公認心理師カリキュラム等検討会 報告書要旨（平成 29 年 5 月 31 日）

(1)「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的考え方」を踏まえたカリキュラムの到達目標について

到達目標を公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえた上で考える（Outcome-based education；卒業時到達目標を達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザインする教育法）の考えの下で、大学及び大学院のカリキュラム到達目標を整理。

(2)大学及び大学院における必要な科目について

大学及び大学院それぞれに、講義及び実習科目、実習内容等の考え方を整理して、大学及び大学院における必要な科目（素案）を提案するが、省令で単位数等は定めない。

大学:科目心理学基礎科目 6 科目、基礎心理学 9 科目、実践心理学 5 科目、心理学関連科目 3 科目、実習演習科目 2 科目（実習は 80 時間以上）、計 25 科目。

心理実習は 80 時間以上で主要な 5 領域を対象とし、医療機関は必修。

A. 心理学基礎科目

- ① 公認心理師の職責
- ② 心理学概論
- ③ 臨床心理学概論
- ④ 心理学研究法
- ⑤ 心理学統計法
- ⑥ 心理学実験

B. 心理学発展科目

（基礎心理学）

- ⑦ 知覚・認知心理学
- ⑧ 学習・言語心理学
- ⑨ 感情・人格心理学
- ⑩ 神経・生理心理学
- ⑪ 社会・集団・家族心理学
- ⑫ 発達心理学
- ⑬ 障害者（児）心理学
- ⑭ 心理的アセスメント
- ⑮ 心理学的支援法

(実践心理学)

- ⑯ 健康・医療心理学
- ⑰ 福祉心理学
- ⑱ 教育・学校心理学
- ⑲ 司法・犯罪心理学
- ⑳ 産業・組織心理学

(心理学関連科目)

- ㉑ 人体の構造と機能及び疾病
- ㉒ 精神疾患とその治療
- ㉓ 関係行政論

C. 実習演習科目

- ㉔ 心理演習
- ㉕ 心理実習(80 時間以上)

大学院: 心理実践科目 9 科目、心理実践実習 1 科目、計 10 科目。

心理実践実習は 450 時間以上で主要 5 領域のうち 3 領域以上で実習(医療は必修)

A. 心理実践科目

- ① 保健医療分野に関する理論と支援の展開
- ② 福祉分野に関する理論と支援 の展開
- ③ 教育分野に関する理論と支援の展開
- ④ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
- ⑤ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- ⑥ 心理的アセスメントに関する理論と実践
- ⑦ 心理支援に関する理論と実践
- ⑧ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
- ⑨ 心の健康教育に関する理論と実践

B. 実習科目

- ⑩ 心理実践実習(450 時間以上)

(3) 大学卒業後の実務経験について

公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について素案を検討。実務経験に関して

①施設について ②実務経験プログラムについて ③期間について整理した。

実務経験期間については意見が大きく分かれたが、最終的には当該施設において2年以上と決定した。

(4) 受験資格の特例について

附則第2条第1項に定める第1号から第4号に関して受験資格の特例について検討した。

2017年9月15日までに公認心理師法は施行されるが、その時点で既に大学及び大学院入学している、あるいは卒業、修了している者が不利にならないような特例措置が検討された。

(5) いわゆる現任者について

① 省令で定める施設について

② 期間5年の換算方法について

③ 特例に係る手続きについて

④ 当該行為を行わなくなつてから一定期間が経過している者の取り扱いについて検討。

⑤ 現任者の講習会については30時間程度の実施で、講習内容は以下の3項目を含む。

i 公認心理師の職責に関する事項

ii 公認心理師が活躍する主な5領域に関する法規や制度

iii 精神医学を含む医学に関する知識

(6) 公認心理師国家試験について

出題範囲は詳細な科目を定めず「公認心理師として具有すべき知識及び技能」について出題する。全問をマークシート方式とし1日間で実施可能な150～200問程度を出題する。

試験問題のうち、ケース問題を可能な限り多く出題し、座学に基づく問題は大学の科目から出題することを原則とする。合格基準は正答率60%以上を基準とし、第1回は平成30年12月までに実施し、試験は年に1回の実施とする。

なお詳細については厚生労働省 公認心理師制度推進室 の「公認心理師カリキュラム等検討会」報告書を参照されたい。

以上